

## 議長注釈第3部、附則F「運営組織のための指針」案文

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、  
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

### 1. 一般的規定

- 1.1 この附則は運営組織が満たさなければならない一般的要件を規定する。運営組織となることを希望する組織は、CDM理事会に対して申請を提出する。理事会はこの附則にある要件に基づいて運営組織を認可する。理事会によるこの認可は、第12条5項に規定されたCOP / moPによる指定と見なす。
- 1.2 運営組織は本決議、その附則及びCOP / moPの関連決議で言及された職務を遂行する責任を負う。

### 2. 運営組織の組織的要件

- 2.1 運営組織は、  
法的組織（国内の法的組織または国際機関）であり、それを証明する文書を理事会へ提出する。  
その職務を遂行するのに必要な資金及びその他の資源を保有する。  
1種類以上の事業活動において、その職務を遂行するのに十分な専門性を有する。  
組織の活動状況と経営の見直しを含む組織の職務遂行に対する監査について全体の責任を負う経営体制を有する。また、取締役会のメンバーと管理職員の全員のリストを理事会に提出する。  
公平で、その職務に影響を与える可能性のある商業的、資金的、その他の利害対立と無縁である。
- 2.2 運営組織は、いかなるCDMプロジェクトの開発、推進、資金調達、或いは実施に参加してはならない。

### 3. 運営組織の運営上の要件

- 3.1 運営組織は、CDM事業の登録、及び第12条5項及び本決議とその附則に含まれ

る方法と手続きに基づくCERsの認証及び発行を実施する。

- 3.2 運営組織は、その職務を実行するための文書化された内部手続きを有する。これら手続きには、特に組織内における責任の分担に関する手続き、および苦情取り扱いの手続きを含める。これら手続きは公開する。
- 3.3 運営組織がその作業を外部組織または個人に下請けさせることを決定した場合、守秘義務と利害対立を含む取決めを網羅する書面取決めに基づきそれを行う。運営組織はそれら下請け作業に対しても全面的に責任を負う。また運営組織は理事会に対して下請けの使用について報告する。
- 3.4 運営組織は文書とデータの運営に関する手続きを設定し維持する。これにはこれら手続きに関する情報、賦課する料金及びその運営組織が登録しているCDM事業とその参加者の目録を含めるものとする。運営組織は、上記1.2で規定された職務を効果的に実施していることを立証する記録システムを維持する。この記録には、CDM事業提案 / 事業活動に関する申請及び評価報告を含む。
- 3.5 運営組織はCDM理事会に対して、理事会により承認された書式で年次活動報告を提出する。上記3.4で述べた文書及び記録システムが年次報告の基礎となる。
- 3.6 運営組織はCDM事業の参加者から得た情報の機密を保護するための適切な取決めを有し、この点についてCOP / moPが設定したいかなる手続きにも従う。COP / moPの決議に含まれる適用可能な手続き、あるいは法律により求められる場合を除いて、運営組織はCDM事業の参加者から入手した特許或いは秘密情報で、他の場合であれば情報提供者の書面による同意なしに公開できない情報を公開してはならない。排出の追加性を決定するために用いられる排出その他のデータは秘密情報とは見なされない。